神戸国際大学 研究倫理ポリシー

2021年7月1日

前文

神戸国際大学(以下「本学」という。)は聖公会キリスト教の精神に基づき、人間性をは ぐくむ教養と専門分野の理論と実践を研究教授し、国際社会に貢献しうる人間性豊かな人 材を育てるとともに、総合的な「知の拠点」として先進的な研究を展開し、学術的な知見を 国内外に発信して高等教育機関としての使命を遂行してきた。

そのため、本学における学術研究は、学問の自由の下、良心に基づき自由に行われる活動 を通して真理を探究するという、研究の自由及び研究者の自治が保障されている。

一方で、学術研究に関与する者は、それが人間、社会及び自然環境に多大な影響を及ぼすことを鑑み、本学が受け継いできた伝統を堅持しつつ、常に良心に従って自己研鑽に努め、 学術研究の信頼性と誠実性を確保し、これに相応しい社会的責任を自覚しなければならない。

本学は、構成員が学術研究を行うにあたり、学問的良心に恥じることなく、適正かつ公正 に研究が遂行され、持続的に社会からの信頼が得られるよう、あらゆる努力をはらい行動す るとともに、不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組むことをここに宣言する。

I. 目的

このポリシーは、本学の学術研究の信頼性と誠実性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者の基本的な倫理的規準及び行動規範を定めるとともに、これらに係る本学の責務を定めるものである。

Ⅱ. 対象

このポリシーにおける「研究者」とは、本学の専任の教職員のみならず、本学において研究活動に従事する者をいう。なお、学生や研究生であっても、研究活動に従事するときは、研究者に進ずるものとする。

Ⅲ. 研究者の責務

(1) 基本的な責任

研究者は、国際的に認められた規範・規約及び条約等、国内の関連する法令及び告示等並びに学校法人八代学院及び本学が定める関係規程等を、遵守しなければならない。

(2) 学術研究における不正行為の防止

研究者は、研究活動のあらゆる局面において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を 行なってはならない。また、それに加担してはならない。

研究者は、研究成果の根拠となるデータや資料等を適切に保存、管理し、不正行為の

発生を未然に防止するよう努めなければならない。また、本学がデータや資料等の開示 の必要性を認めた場合、それを開示しなければならない。

研究者は、研究成果の公表にあたって、データや論拠の信頼性の確保に十分留意する とともに、他の研究者の研究成果やそのオリジナリティーを尊重し、これを引用する場合は、公正かつ適切な方法によらなければならない。

(3) 研究費の適正な使用

研究者は、研究費の適正な使用に努めなければならない。

研究者は、研究費の使用に当たっては、関連する法令、当該研究費の使用ルール及び 本学の関係規程等を遵守しなければならない。

(4) 守秘義務

研究者は、前項に基づいて研究活動等に関する契約を締結した場合、契約書に定められた内容を遵守するとともに、知り得た情報で守秘義務が発生する場合は、これを遵守 しなければならない。

(5) 審査の公正性

研究者は、レフェリー、論文査読及び審査委員等の委嘱を受けて、他の研究者の研究 業績の評価に関わる際、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準及び審査要綱 等に従い、自己の信念に基づき誠実に評価しなければならない。

研究者は、他の研究者の業績評価に関わり知り得た情報を、不正に利用又は漏洩してはならない。

(6) 差別やハラスメントの排除

研究者は、研究活動のあらゆる局面において、個人の人格と自由を尊重し、属性や思想、信条等による差別を行ってはならない。

研究者は、法令および「学校法人八代学院ハラスメントの防止等に関する規程」を遵 守し、研究に関わる全ての人が対等な個人として尊重され、ハラスメントのない状態を 確保しなければならない。

(7) 資料、情報、データ等の収集

研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段により、資料、情報及びデータ等を収集しなければならない。

研究者が研究のために資料、情報及びデータ等を収集する場合、その目的に適う必要な範囲において収集しなければならない。

研究者が個人の行動、環境、心身等に係る情報、データ等を収集又は採取する場合、 この規程のほかに神戸国際大学人を対象とする研究倫理基準を遵守しなければならない

(8) 個人情報の保護

研究者は、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護を図り、法令および「学校法 人八代学院個人情報の保護に関する規程」に定めるところに従い、適正な管理・取扱い を行わなければならない。

研究者は、研究のために収集した資料、情報及びデータ等で、個人を特定できるもの を、本人の同意なしに他に洩らしてはならない。

研究者が、第三者に委託して他者の個人情報やデータ等を収集する場合は、本基準の趣旨に則った契約を交わさなければならない。

研究者は、個人情報の取り扱いに関する苦情等には誠実に対応しなければならない。

(9) 利益相反

研究者は、自らの研究行動に当たり、利益相反が発生しないように、本学の関係規程等を遵守し、本学と本学の教職員及び学生の社会的信用及び名誉を保持しなければならない。

(10) 研究を指導する立場にある者の責務

研究を指導する立場にある者は、本基準に反する行為等が行われることのないよう、 指導下にある研究活動及び研究者を指導、監督する。

IV. 大学の責務

本学は、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施するものとする。

本学は、研究者の研究活動に不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じるとともに、学内外への説明責任を果たすものとする。

V. 事務

このポリシーに関する事務は、学術情報センターが行う。

VI. 基準の改廃

このポリシーの改廃は、全体教授会の審議を経て、学長が決定する。